

沖縄県 商工労働部 ものづくり振興課

令和2年度

工芸産業パワーアップ事業(情報発信力向上型支援)補助金

企画提案 公募要領

公募期間:令和2年11月6日(金)~11月30日(月)

※本事業は、沖縄振興特別推進交付金を活用した沖縄県の補助事業であり、ゆいまーる沖縄株式会社が運営委託を受けております。

1. 事業の概要

(1) 目的

沖縄県の工芸品は、その地域特性や魅力、素材、制作プロセス等について、的確な情報発信が効果的に行われていない状況があります。また、ウィズコロナの新しい生活様式においては、非対面での情報発信ツールの活用を積極的に行っていく必要があります。そこで本事業では、工芸事業者が行う新たな情報発信の取組に対して、経費の補助とハンズオン支援を実施することにより情報発信力を強化し、収益力の向上ひいては工芸産業の販路拡大及び認知度向上を図ることを目的とします。

(2) 事業概要

県内工芸事業者が行う新たな情報発信事業の企画提案書を募集します。採択された各事業者には情報発信力強化のハンズオン支援を実施すると同時に、WEBや紙媒体の情報発信、プロモーションに要する経費（デザイン料、撮影料など）の補助金を交付します。

※ECサイト（インターネット通販）に関する経費は対象外となります。

※補助率：補助対象経費合計額の9/10以内の額とし、50万円を上限とします。

例) プロモーション経費が555,000円（税抜）であれば、その90%の約50万円（税抜）が補助金支給額となります。（残り10%の約5.5万円は自己負担）また対象経費は税抜価格となり、消費税分は採択事業者負担になります。

(3) 支援内容

① 提案書を基に、具体的なノウハウや実現可能性を上げるスケジュールの計画策定を

アドバイス

- ② 個別に合わせた効果的な情報発信方法のアドバイス
- ③ 希望者については、情報発信ツール制作デザイナーやカメラマンなど専門家コーディネート（事前に応募者の設定した専門家で不具合が出た場合）

●経費支援

情報発信の提案内容に応じて、1事業者あたり補助対象経費合計額の9/10以内の額とし、50万円を上限として補助します。

(4) 提案者の条件 ※以下の①～⑥全てに該当する者。

- ① 沖縄県内で工芸工房(事業所)を開業し、手工芸（伝統工芸に限らない）を中心として工芸製品を生産・販売している者。
- ② 既に、何らかの情報を発信しており、その活動において課題を把握し、改善する意欲が高い者。
- ③ 事業所内で決定権があり、zoom等オンラインミーティングの対応ができる者。
- ④ 対面での打ち合わせが必要な場合、事務局の呼びかけに応じられる者。
(交通費は各自でご負担下さい/離島の方は別途調整します。)
- ⑤ 県内工芸産業の情報発信モデル事業者となることに取り組む意欲がある者。
- ⑥ 事業終了後、3年間は状況報告や経験講話等による本事業への協力ができる者。

(5) 補助対象経費

この補助事業の実施のために必要な経費とし、次の1～3の条件を全て満たすものを対象とします。

- | |
|---------------------------------|
| 1. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 |
| 2. 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費 |
| 3. 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費 |

※振込手数料は、補助対象外経費です。振込手数料を先方負担として、請求額から減額して支払う場合は、補助対象経費から振込手数料相当額を減額します。

【補助対象経費】

補助対象経費の区分	内容（すべて税抜きとする）
消耗品	各種消耗品購入に関する経費 3万円未満で本事業でのみ使用されるもの (撮影用物品等) ※事務局にて説明しますが、不明なものは都度お尋ねください。

印刷製本費	ホームページ制作費用（EC：インターネット通販ページは除く）、外部委託費用（ディレクション、撮影、ライティング、デザイン費用等）、プロモーション用サンプル制作等に関する費用
広告宣伝費	情報発信力の向上を目的とするチラシ、パンフレット、店頭POP等のデザイン、製作等に掛かる印刷・製作費用。
その他経費	上記の他に、本事業で行う活動に必要であると認める経費（事前に相談が必要）

（6）本事業による支援、計画執行の期間

採択日より令和3年2月28日まで

2. 応募手続

①提案について：指定の様式により提案書を作成してください。

※ 提案書の様式は、下記のホームページからダウンロードして頂くか、受付・提出先の窓口まで受け取りにお越しく下さい。

沖縄県（商工労働部 ものづくり振興課）

HP：<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/shoko/index.html>

本事業委託事業者 ゆいまーる沖縄株式会社

HP：<http://www.utaki.co.jp>

《指定様式》

（様式1）令和2年度工芸産業パワーアップ事業（情報発信力向上型支援）提案書

（様式2）情報発信の実施計画案①、②

（様式3）事業所概要書

（様式4）誓約書

《添付資料》

（1）決算関係資料の写し

（最近1年間の受付印のある確定申告書もしくは売上台帳）

（2）県税の全税目納税証明書（滞納がないことを証明する書類）

②提出する書類

■提出書類：「提案書様式（様式1、2、3、4）」

・ 原本2部（カラー）、コピー5部（モノクロ可） 計7部

・ 添付資料は、原本1部

本事業委託事務局へ郵送、または持参してください。

- ・加えて「提案書様式1, 2, 3」データをメールで送付してください。

*送信先: info@utaki.co.jp

※提出書類の返却は致しません。

■提出期限: 令和2年11月30日(月) 15:00 まで

※時間厳守(郵送の場合も期限の日時に必着となります)

■提出方法: 下記提出先へ郵送又は持参、加えてデータをメールで送信

■公募期間: 令和2年11月6日(金) ~ 11月30日(月)

●提出・問い合わせ先 (本事業委託先事務局)

ゆいまーる沖縄 株式会社

〒901-1104 沖縄県島尻郡南風原町宮平652

TEL: 098-882-6990 / FAX: 098-882-6996

e-mail: info@utaki.co.jp / HP: <http://www.utaki.co.jp>

担当: 瑞慶山紀子、照屋りか

3. オンラインセミナー・説明会について

※提案書の記入方法についての相談なども可

①オンラインセミナー・説明会への参加申し込み

ご参加を希望する方は、11月13日(金)までに上記のお問い合わせ先へメールにてご一報ください。オンラインセミナー前日までにzoomを使用したセミナー招待の連絡を致します。

返信が来ない場合は恐れ入りますが、お電話にて上記へご確認下さい。

②オンラインセミナー・事業説明会実施

オンラインセミナー・事業説明会 日時: 11月17日(火) 15時~17時

※尚、上記日程に参加できない場合でもレコーディングした動画を視聴する事ができます。また随時メール相談を受付けております。お問い合わせ先へご連絡ください。

4. 提案の選定

(1) 選定の方法

審査委員会での書類審査：12月上旬

外部審査委員による提出書類の審査を行い、採択者を決定します。

※必要に応じて、書類審査に加えヒアリングを実施する場合があります。

(2) 評価の観点：委員会では、提案書について次の観点で評価を行います。

【様式1】

- ・本事業への参加意欲があり、事業目的の認識についてズレがないか。
- ・生産している工芸製品について、ビジネス性に期待できるか。
- ・情報発信について取り組む意欲を示しており、将来は県内工芸産業の情報発信モデル事業者となり得る可能性が高いか。

【様式2-①、②】

- ・本事業の目的に沿った具体性、実現可能性の高い情報発信計画ができているか。
(当事業の実務期間は2カ月程度となるため、詳細な計画が必要です)

【様式3】

- ・当事業参加に適した運営体制が組まれているか。

(3) 採 択

審査終了後、提案書提出の事業者に対して、書面にて結果を通知します。

採択予定：5～7事業者

なお、審査結果の詳細については非公開とさせていただきます。また、お問い合わせいただいてもお応えいたしかねますのでご了承ください。

5. 事業の実施（採択後）

(1) 補助対象経費の支払いについての留意点

- ・補助対象経費は令和3年2月28日までに計画を執行し、かつ経費の支払を完了したものとします。
- ・プロモーション経費への費用支援（補助金：補助対象経費合計額の9/10以内の額とし、50万円を上限として補助します。）
支払いは精算払い（事業実施後の令和3年3月末）になり、その間は原則として採択された製造事業者による立て替えとなります。

(2) 補助金にかかる手続きについて

上記(2)の補助金について、事業の開始から終了までの間「工芸産業パワーアップ事業補助金交付要綱」に基づき、申請書、実績報告書、請求書の提出などの書面手続きを行います。事業終了後、経費が適正に執行されたかどうかを検査の上、補助金の支払いを行います。

(3) 事業成果の報告義務

採択された事業者は、本事業における成果をとりまとめ（報告書の記入、効果検証にご協力いただきます。

6. 補助事業者の義務

この補助金を受けようとする事業者は、次に掲げる事項について遵守する義務があります。

- (1) 補助事業の内容(軽微な変更※1 を除く)または事業に要する補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更(軽微な変更※2 を除く)する場合は、あらかじめ所定の様式により沖縄県知事の承認を受ける必要があります。当初の見積もりを行う際には十分に検討して下さい。

※1-ア 事業目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合

※1-イ 事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

※2-ア 各配分額の 20%以内の流用増減を除く。

- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、あらかじめ所定の様式を提出し、沖縄県知事の承認を受ける必要があります。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに所定の様式により沖縄県知事に報告し、その指示を受ける必要があります。
- (4) 補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、商標権等の産業財産権を取得した場合、またはこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく所定の様式により沖縄県知事に届け出なければなりません。
- (5) 補助事業の実施中または完了後一定期間内に、当該補助事業に基づく産業財産権を取得した場合、その産業財産権の譲渡または実施権の設定及び当該補助事業に基づ

く成果の他への供与による収益が生じたときは、収益状況報告書を沖縄県知事に提出しなければなりません。

- (6) (5) の報告に基づき相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を沖縄県に納付させることがあります。
- (7) この補助金により取得した機械、器具、備品及びその他の財産について、取得財産等管理台帳及び取得財産等管理台帳明細表を備え、管理するとともに、取得価格または増加価格が 1 件当たり 50 万円以上については、補助事業完了後も沖縄県知事の承認を得ないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付または担保に供してはなりません。
- (8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を沖縄県知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部または一部を沖縄県に納付させることがあります。
- (9) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材、機材等は、事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用又は運営を図らなければなりません。
- (10) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければなりません。
- (11) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿および証拠書類について補助事業を廃止した日または補助事業の完了した日の属する会計年度終了後 5 年間、沖縄県知事から要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保管する必要があります。
- (12) 補助事業の遂行及び収支の状況について、または補助事業完了日の属する会計年度終了後 5 年間は、補助事業に係る成果等について沖縄県知事から求められたときは速やかに所定の様式により報告しなければなりません。
- (13) 補助事業が完了((1)2 の廃止承認を含む)したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定に係る年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を沖縄県知事に提出しなければなりません。
- (14) 沖縄県知事が行う補助事業の成果公表について、補助事業者は協力しなければなりません。

(お願い) コロナウイルス感染拡大の影響による変更の可能性について

今年度は新型コロナウイルス感染の影響により、対面での打ち合わせなど様々な支障が出る可能性があります。できるだけ速やかに情報発信力強化の準備を整えるためご協力をお願い致します。